

いわて子ども希望基金助成事業 令和5年度地域子育て活動支援事業 第2次募集!

公益財団法人いきいき岩手支援財団では、社会全体での子育て支援策の拡充を図るため「地域子育て活動支援事業」(助成事業)を行っています。

*:. . . * . ☆ . . . : * . . . ☆ * * . : ☆ . . . : * . . . * . . . * . ☆ . . . : *



1 助成の対象

岩手県内に住所または活動の本拠を有し、子育てに関する事業を地域で一体となって行う団体、法人、個人とします。事業実施のために組織された団体(実行委員会等)も助成対象となります。ただし、他からの公的助成・補助金がある事業、団体の本来業務、営利を目的とする事業、幼稚園などが行う事業で在園児等を対象とするものは助成の対象となりません。また、申請団体外部からの一般参加者が多く、実施効果の高い事業が優先となります。

事業の実施期間は交付決定日以降に開始し、原則として令和6年3月20日までに終了するもので、事業を確実に遂行できることが条件です。※交付決定時期 令和5年7月上旬(予定)

- 【例1】 三世代(異年齢児)交流による健全育成活動
子供から高齢者までが一緒になって、健康づくりやコミュニティ活動を行う。
- 【例2】 地元塾のススメ
インストラクターの指導を受けながら、地域に伝わる風習や伝統行事を見る、体験する。また、地域の旬の食材を活用した料理体験を行う。
- 【例3】 子供達による環境美化、植樹活動
子供から高齢者までが一緒になって、環境美化運動やブナ、桜などの植樹活動を行う。
- 【例4】 子供や子育て家庭の安全・安心な環境づくり
子ども安心見守り隊の活動、高齢者と子どもたちの交流活動などを行う。

2 助成金額

- 1団体につき5~50万円(同一団体が複数の事業を申請する場合、合計50万円を上限とする)
- ・事業の実施に係る経費が助成の対象。団体の運営経費や個人に帰属する経費などは助成の対象外。
- ・広告宣伝費用に対する助成は上限15万円まで。

3 応募方法等

所定の様式により、**令和5年4月14日(金)**【**必着**】にて当財団あて郵送ください。

※様式は、(公財)いきいき岩手支援財団のホームページよりダウンロードできます。

※応募の際は、ホームページの「いわて子ども希望基金交付規程」「いわて子ども希望基金交付規程の運用基準」「留意事項」を必ずご確認ください。

4 その他

本制度は民間の先駆的、先導的事業に対し助成を行うもので、公益性、先駆性、実施効果、広域性などが総合的に審査され助成対象事業が決定されます。原則として団体が既に実施している既存事業は助成の対象となりませんのでご注意ください。なお、事業の実施効果が高く必要性が認められるものについては、最長3年間助成を受けることができます。詳しくは財団ホームページをご覧ください。

お問合せ先



(公財) いきいき岩手支援財団 総務・公表課
TEL : 019-626-0196 FAX : 019-625-7494
ホームページ : <https://www.silverz.or.jp>

【地域子育て活動支援事業】

いわて子ども希望基金とは	<p>いわて子ども希望基金（以下「基金」）は、岩手県の少子化対策を一層推進することを目的として平成21年10月に創設した基金です。</p> <p>基金の額は10億円で、公益財団法人いきいき岩手支援財団（以下「財団」）において管理し、この基金の運用益等により「地域子育て活動支援事業」等を行っています。</p>
助成の対象事業	<ol style="list-style-type: none">① 各種講座、フェスティバル、イベント等開催事業② 子育て支援、児童等の健全育成を支援する人材を養成する事業③ 子育て支援、児童等の健全育成活動等のネットワーク化に関する事業④ 子育て支援、児童等の健全育成活動に関する調査研究事業⑤ 防犯・安全等、子育て環境の向上に関する事業⑥ その他子育て支援、児童等の健全育成に資する地域活動を支援する事業 <p>ただし、団体の本来業務や他の公的助成金や補助金がある事業、営利を目的とする事業を除きます。</p>
助成の対象者	<p>助成対象者は、県内に住所又は活動の本拠を有し、助成対象事業を確実に遂行できる団体、法人、個人とします。</p> <p>事業実施のために組織された団体（実行委員会方式等）も助成対象となります。</p>
助成額及び助成対象経費	<p>助成額は、申請書類等の審査及び調査の結果、事業に必要なと認められる額で、1件あたり5～50万円です。事業の実施に係る経費を対象とします。</p> <p>※申請団体等の運営経費や、資産となるようなものの購入は認められません。</p> <p>※携帯電話、パソコン、Wi-Fiルーターなど、汎用性の高い機器等を長期間レンタルすることは認められません。</p>
助成の期間	<p>単年度助成が原則で、申請年度内に事業が完了する必要があります。</p> <p>ただし、事業の実施効果を高度に発揮させるため、年次計画で実施する事業については、年度ごとの事業実施効果を審査して、継続助成が必要と認められる場合に限り、最長3年間（通算）助成を受けることができます。</p> <p>※前年度と全く同じ内容で事業を実施する場合は認められません。</p>
助成事業への応募	<p>助成を希望する場合は、所定の期日までに「助成金交付要望書」（様式第1号）を財団に提出していただきます。</p> <p>なお、助成についての相談は財団で随時受け付けます。</p>
助成の決定	<p>助成金交付要望書の受理後、「いわて子ども希望基金助成審査委員会」の審査を経て、助成を行うことが適当と認められる事業について、財団が内定の通知（以下「内示」）を行います。</p> <p>内示後、助成金交付申請書の提出を受け、審査を行って助成を決定します。</p> <p>※応募者全員へ文書にて選考結果を通知しますが、選考理由等に関する個別のお問合せには応じかねますことをご了承ください。</p>
助成金の交付及び実績報告	<p>助成金の交付は、原則事業完了後ですが、必要に応じて前金払いを行います。</p> <p>また、事業が完了した場合には、速やかに「助成事業実績報告書（様式第6号）」を提出していただきますが、事業にかかる経理簿及び原本証明を付した領収書のコピーを添付していただきます。書面審査（場合によっては現地調査）を行い、事業の完了が確認された後に助成金を交付します。</p> <p>なお、事業の実績は財団のホームページに掲載し、一般に公表します。</p>

詳細は、財団ホームページ(<https://www.silverz.or.jp>)をご覧ください。